

## 高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画の概要

- 1 高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画（以下「計画」という。）策定の趣旨  
「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」（以下「条例」という。）の基本理念に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりの取組（県民、事業者及び市町村等の自主的な活動、役割分担や連携並びに犯罪防止に配慮した環境整備）を総合的・計画的に進めるための行動計画
- 2 計画の性格、位置付け
  - (1) 条例第 12 条に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ計画的に進めるための計画
  - (2) 条例第 4 条（県の責務）に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりを推進するための取組を総合的に実施するための県の行動計画
- 3 計画の期間  
現行の計画…第 3 次計画：平成 29 年度～令和 3 年度までの 5 年間  
次期の計画…第 4 次計画：令和 4 年度～令和 8 年度までの 5 年間
- 4 計画の基本目標  
県民、事業者及び地域活動団体の行う自主的な防犯活動を促進するとともに、犯罪の防止に配慮した地域の生活環境の整備を推進することにより、県民や本県を訪れる人すべてが犯罪の被害に遭わずに、安全で安心して暮らし、滞在することができる地域社会を実現することを基本目標とする。
- 5 計画の基本方針  
推進計画の目標を達成するため、5 つの【重点目標】を定めるとともに、重点目標ごとに設定した【基本的方策】に沿って、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策の総合的な推進を図る。
- 6 計画の構成
  - (1) 計画の基本的な考え方
    - ・策定の趣旨 ・ 県民の意見の反映 ・ 期間 ・ 数値目標の設定 ・ 進行管理
    - ※線表による進行管理
  - (2) 計画策定の背景
    - ・高知県の現状 ・ 現行計画の成果と課題 ・ 次期計画における重要な取組
  - (3) 計画の目標及び基本的な方向
    - ・基本目標 ・ 計画の基本的な方向（・重点目標・基本的方策・計画の取組体系）
  - (4) 具体的な取組事項
    - ①県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
    - ②県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
    - ③高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
    - ④犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
    - ⑤南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
  - (5) 数値目標
    - ・目標数値 ・ 状況確認指標
  - (6) 参考資料